

大阪市立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例案

第1条 大阪市立母子生活支援施設条例（平成17年大阪市条例第123号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の4項を加える。

- 2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について、大阪市立北さくら園及び大阪市立南さくら園のうち、市長が定める施設の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、当該施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も相当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。
- 4 市長は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間について大阪市立東さくら園の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立東さくら園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用について

は、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

第2条 大阪市立母子生活支援施設条例の一部を次のように改正する。

第1条の表中大阪市立北さくら園の項及び大阪市立南さくら園の項を削る。

附則第2項及び第3項を削り、附則第4項を附則第2項とし、附則第5項中「附則第4項」を「附則第2項」に、「附則第5項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定の施行期日は、市長が定める。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

母子生活支援施設の指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるとともに、北さくら園及び南さくら園を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市立母子生活支援施設条例（抄）

（第 1 条による改正関係）

附 則

1 省 略

2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について、大阪市立北さくら園及び大阪市立南さくら園のうち、市長が定める施設の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、当該施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

4 市長は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間について大阪市立東さくら園の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、大阪市立東さくら園の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

5 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

大阪市立母子生活支援施設条例（抄）

（第2条による改正関係）

（設 置）

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第38条に規定する母子生活支援施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
<u>大阪市立北さくら園</u>	<u>大阪市東淀川区相川3丁目</u>
省	略
<u>大阪市立南さくら園</u>	<u>大阪市阿倍野区阪南町5丁目</u>

附 則

1 省 略

2 市長は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間について、大阪市立北さくら園及び大阪市立南さくら園のうち、市長が定める施設の指定管理者を指定しようとするときは、第7条の規定にかかわらず、当該施設の管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第8条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第11条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

4 省 略
2

5 前項に規定する場合における第8条、第10条及び第11条の規定の適用については、第8条
3

中、「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第4項の規定による通知を受
附則第2項

けた」と、「、市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他

市長が」と、第10条中「第8条」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた第8条」
附則第3項

と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第5項の規定により読み替えられた前3号」と、第11
附則第3項

条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。